

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月27日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22330032

研究課題名（和文） 簡易で柔軟な財産管理制度とそのエンフォースメント

研究課題名（英文） Simple and flexible asset management and its enforcement

研究代表者

山田 誠一（YAMADA SEIICHI）

神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：60134433

研究成果の概要（和文）：実体法上の権利義務は、民事訴訟によってその存否が明らかになり、さらに、民事執行において実現するが、そのことは、財産管理制度においてもあてはまる。したがって、財産管理制度における法規律や、法概念は、実体法、民事訴訟、および、民事執行の局面のいずれにおいても、把握することができ、行使することができ、また、運用することができるものでなければならない。すなわち、解釈論においても、立法論においても、この点への配慮が不可欠である。その代表例が、権利能力なき社団に帰属する不動産について、権利能力なき社団が負う債務にかかる債権の債権者がする強制執行を、どのように規律するかという問題であり、具体的には、社団内部の意思決定の方法、代表の方法、および、訴訟の進行権限と一体となった解決が図られるべきである。さらに、実体法上の権利義務のうち、不動産登記にかかわる問題は、特に、その民事執行における実現の局面において、不動産登記に関する権利義務特有の性格を有しており、そのため、そのことが民事訴訟、および、民事執行における解決に直接の影響を与えている。

研究成果の概要（英文）：Whether or not a particular material right or obligation exists is clarified through civil procedure and they are realized through civil execution. This also applies in the field of asset management. Therefore legal notion, principles and norms that regulate asset management have to be able to be recognized, exercised and implemented in all of the following three fields: material law, civil procedure and civil execution. Taking this into account is indispensable both in the interpretation of legal norms and in legislation, the biggest example of which is shown by the problem of how to regulate the civil execution onto a real estate belonging to an association without legal capacity initiated by the creditor with claim against such an association, the resolution of which should integrate decision-making, representation, and authority to carry out civil procedure on the part of such an association. Furthermore, among material rights and obligations, those concerning registration of real estates are characterized by their unique problems concerning registration especially when it comes to realization of such rights and obligations through civil execution, which affects directly the interpretation of civil procedure law and civil execution law.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	3,600,000	1,080,000	4,680,000
2011年度	3,200,000	960,000	4,160,000
2012年度	2,500,000	750,000	3,250,000
総計	9,300,000	2,790,000	12,090,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：権利能力なき社団、遺言執行、不動産登記、訴訟担当、固有必要的共同訴訟、消費者集合訴訟、強制執行

1. 研究開始当初の背景

簡易で柔軟な財産管理制度についての社

会的な需要は増大していて、それに対応するために、立法が行なわれ、また、法的な諸問題についての研究は進められていた。しかし、それぞれが、簡易で柔軟な財産管理制度である信託、組合、代理・委任、担当（訴訟担当・執行担当）などは、相互に類似し、また、隣接するものではあるが、それらを相互に比較する研究や、実体法と手続法の両面からの総合的な研究は、必ずしも十分ではなかった。

2. 研究の目的

信託、組合、代理・委任、担当（訴訟担当・執行担当）などにおいて、内部関係の規律が、当事者間の利害調整を適切に行なうためには、どのような内容のものでなければならぬかを明らかにする。具体的には、受託者、業務執行者、代理人、受任者、担当者の権限と義務、権限外の行為の効力、および、義務違反の効果などについて、検討を行なう。

それとともに、各財産管理制度と第三者との間の関係の規律は、どのようなものであるべきかを明らかにする。具体的には、誰に対するどのような債権の責任財産となるのは、どの財産かという問題などについて、執行の局面における手続も視野に入れて、検討を行なう。

3. 研究の方法

個別の財産管理制度の内部関係、または、第三者との関係について、順次、実体法と手続法の両面から、検討を加える。その際には、我が国における判例と学説、必要に応じて、裁判所における実務を調査し、それらがどのようなものであるかを明らかにする。

さらに、2つ以上の個別の財産管理制度についての法的規律の内容を比較し、どのような事情を基礎にして、どのようなねらいを実現するために、それぞれの法的規律が形成されているかを明らかにする。

以上のような方法で、研究を行なった。そのために、研究代表者・研究分担者の全員が参加する研究会合を、研究期間中、定期的に行ない、研究の成果・途中経過を報告し、全員で討議し、それを行なったうえで、研究代表者・研究分担者のそれぞれが、それらによって得られた研究成果を、論文発表により、または、学会発表により発表した。

4. 研究成果

主要な研究成果は、以下のようなものである。

権利能力なき社団について、その社団内部の意思決定の方法、代表の方法、訴訟の追行権限、および、社団の財産に対する強制執行の方法の問題が、相互に関連していて、そのため、それらが一体となって解決が図られるべきことが明らかにされた（雑誌論文⑦、⑪、

⑫、⑬、23。学会報告①）。そのことに関連して、不動産執行における執行債務者と所有者とが相違する場合、および、抵触する処分があった場合について、それぞれの解決の方向性が示された（雑誌論文③、⑬。学会報告③）

区分所有建物における管理組合は、管理者・集会・規約などの法律上の制度を基礎づける側面とともに、権利能力なき社団として財産を有し、代表者によって権利を取得し義務を負担する側面を、ともに有することが明らかにされた（雑誌論文⑨）。

多数の人が、それぞれ有する同種の権利を訴訟によってどのように実現するかという問題について、消費者集合訴訟として、2段階で、訴訟を行ない、権利の実現を図ることの可能性と課題が明らかにされた（学会報告②、④）。

さらに、固有必要的共同訴訟は、複数に帰属する権利について、代表、代理、担当という方法を用いずに、権利が帰属する複数人全員が揃って訴訟の当事者とならなければならないとする制度であり、代表、代理、担当という他人の権利を管理処分することを可能とする制度は、固有必要的共同訴訟との対比のなかで、その有用性とともに問題点が明らかにされなければならないことが示された（雑誌論文34）

遺言執行者の権限と責任の問題、および、訴訟担当という制度のなかでの遺言執行者の特徴と位置づけが明らかにされ、さらに、当事者適格論のなかでの訴訟担当制度の特徴と位置づけが明らかにされた（雑誌論文⑩、21、24）。そのことに関連して、相続をめぐる民事訴訟法上の具体的な問題について、研究成果が示された（発表論文⑩、20、25）。

三当事者間の紛争解決を図る独立当事者参加は、財産管理制度と隣接する訴訟制度であり、その研究成果が示され（発表論文⑤、32）、倒産諸手続は、いずれも、再生・更生または清算を目的とした特殊な財産管理制度と位置づけることができ、そのような倒産諸手続上の具体的な問題について、研究成果が示された（発表論文④、⑬、22、33、図書①）。そのことに関連して、民事執行法上の具体的な問題について、研究成果が示された（発表論文①、②、26、図書②）。

これらを通して、研究成果の全体として、次のことを明らかにすることができた。実体法上の権利義務は、民事訴訟によってその存否が明らかになり、さらに、民事執行において実現するが、そのことは、財産管理制度においてもあてはまる。したがって、財産管理制度における法規律や、法概念は、実体法、民事訴訟、および、民事執行の局面のいずれにおいても、把握することができ、行使することができ、また、運用することができるも

のでなければならない。すなわち、解釈論においても、立法論においても、この点への配慮が不可欠である。その代表例が、権利能力なき社団に帰属する不動産について、権利能力なき社団が負う債務にかかる債権の債権者がする強制執行を、どのように規律するかという問題であり、具体的には、社団内部の意思決定の方法、代表の方法、および、訴訟の追行権限と一体となった解決が図られるべきである。さらに、実体法上の権利義務のうち、不動産登記にかかわる問題は、特に、その民事執行における実現の局面において、不動産登記に関する権利義務特有の性格を有しており、そのため、そのことが民事訴訟、および、民事執行における解決に直接の影響を与えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計35件)

- ① 青木哲、「ドイツ法から見た金銭執行の実効性確保」、判例タイムズ、1383号、査読なし、58-79頁、2013年
- ② 青木哲、「預金債権の特定と超過差押え」、新民事執行実務、11号、査読なし、104-114頁、2013年
- ③ 青木哲、「不動産に対する差押え・仮差押えに抵触する処分効力と処分後に開始される手続について」、田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民事法の実務と理論』、査読なし、掲載確定、2013年
- ④ 八田卓也、「原債権の財団債権性・公益債権性は、原債権を弁済による代位によって取得した者に承継されるか(積極)」、金融法務事情、1967号、査読なし、35-45頁、2013年
- ⑤ 八田卓也、「詐害行為取消訴訟における他の債権者による権利主張参加の可否」、田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民事法の実務と理論』、査読なし、掲載確定、2013年
- ⑥ 山本弘、「平成23年改正民事訴訟法における管轄権一併合請求および反訴を中心として」、石川正先生古稀記念論文集『経済社会と法の役割』、査読なし、掲載確定、2013年
- ⑦ 山本弘、「法人格なき社団の財産に対する強制執行の方法」、田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民事法の実務と理論』、査読なし、掲載確定、2013年
- ⑧ 山田誠一、「民法判例の動き」、ジュリスト、1453号、査読なし、59-64頁、2013年
- ⑨ 山田誠一、「区分所有建物の管理組合の法的性格」、石川正先生古稀記念論文集『経済社会と法の役割』、査読なし、掲載確定、2013年
- ⑩ 山田誠一、「特定の銀行預金を特定の相続人に相続させる旨の遺言」、田原睦夫先生古稀・最高裁判事退官記念論文集『現代民事法の実務と理論』、査読なし、掲載確定、2013年
- ⑪ 青木哲、「権利能力のない社団の債権者による第三者名義で登記された不動産の仮差押え」、判例セレクト2011(法学教室378号別冊付録)、査読なし、27頁、2012年
- ⑫ 青木哲、「権利能力のない社団に対する強制執行の方法」、『民事執行・保全判例百選(第2版)』、査読なし、19-20頁、2012年
- ⑬ 青木哲、「不動産執行における執行債務者と所有者の関係について」、民事訴訟雑誌、58号、査読なし、147-154頁、2012年
- ⑭ 八田卓也、「相殺の抗弁と民訴法142条」、法学教室、385号、査読なし、4-12頁、2012年
- ⑮ 八田卓也、「複数の全部義務にかかる債権が存在する場合に、複数債権全体を単位とした開始時現存額主義が適用になるか(最判平成22.3.16判批)」、神戸法学雑誌、61巻3・4号、査読なし、59-84頁、2012年
- ⑯ 山本弘、「確認の利益—遺言無効確認の訴を中心に」、法学教室、378号、査読なし、123-129頁、2012年
- ⑰ 山田誠一、「民法判例の動き」、ジュリスト、1440号、査読なし、56-61頁、2012年
- ⑱ 山田誠一、「概観—預金・為替」、金融法務事情、1953号、査読なし、4-6頁、2012年
- ⑲ 青木哲、「権利能力のない社団における構成員の総有不動産に対する金銭執行の方法」、金融法務事情、1918号、査読なし、75-82頁、2011年
- ⑳ 青木哲、「相続財産法人は養子縁組無効確認の訴えの原告にあることができるか(積極)」、私法判例リマックス、42号、査読なし、114-117頁、2011年
- 21 八田卓也、「任意的訴訟担当論の現況についての一考察」、神戸法学雑誌、60巻3・4号、査読なし、213-255頁、2011年
- 22 八田卓也、「再生計画による100%減資と、株主の原告適格」、金融・商事判例、1361号、査読なし、124-125頁、2011年
- 23 山本弘、「法人格なき社団をめぐる民事手続法上の諸問題(1)(2)」、法学教室、374号・375号、査読なし、127-136頁・141-152頁、2011年

- 24 山本弘、「遺言執行者の当事者適格」、法学教室、372号、査読なし、128-134頁、2011年
- 25 山本弘、「遺産分割をめぐる民事訴訟法上の諸問題」、法学教室、371号、査読なし、124-131頁、2011年
- 26 山本弘、「法人格否認の法理による既判力・執行力の拡張」、法学教室、369号、査読なし、147-157頁、2011年
- 27 山本弘、「営業譲渡についての株主総会決議の代替許可の要件」、金融・商事判例、1361号、査読なし、38-41頁、2011年
- 28 井上聡＝小林信明＝三上徹＝村田涉＝山田誠一＝山本和彦、「(座談会) 会社分割をめぐる諸問題一判例を材料に派生論点を考える」、金融法務事情、1923号、査読なし、40-81頁、2011年
- 29 山田誠一、「民法判例の動き」、ジュリスト、1420号、査読なし、73-87頁、2011年
- 30 山田誠一、「概観—預金・為替」、金融法務事情、1929号、査読なし、4-6頁、2011年
- 31 八田卓也、「境界確定訴訟」、長谷部由起子＝山本弘＝笠井正俊編『基礎演習民事訴訟法』、査読なし、336-350頁、2010年
- 32 八田卓也、「独立当事者参加」、法学教室、363号、査読なし、34-38頁、2010年
- 33 山本弘、「私的整理と法定再建手続との連携」、ジュリスト、1401号、査読なし、4-11頁、2010年
- 34 山本弘、「固有必要的共同訴訟の成否(1)－入会権確認の訴え」、山本弘、『民事訴訟法判例百選(第4版)』、査読なし、210-211頁、2010年
- 35 山田誠一、「概観—預金・為替」、金融法務事情、1905号、査読なし、4-6頁、2010年

[学会発表] (計4件)

- ① 青木哲、「権利能力なき社団の不動産に対する強制執行と民事保全」、日本民事訴訟法学会関西支部、2012年2月4日、堂島ビルヂング(大阪市)
- ② 八田卓也、「消費者集合訴訟の追行者と当事者適格」、日本民事訴訟法学会、2011年5月15日、一橋大学
- ③ 青木哲、「不動産執行における執行債務者と所有者の関係について」、日本民事訴訟法学会、2011年5月14日、一橋大学
- ④ 八田卓也、「消費者集合訴訟の追行者と当事者適格」、日本民事訴訟法学会関西支部、2011年3月5日、大阪倶楽部(大阪市)

[図書] (計2件)

- ① 『破産法・民事再生法概論』、山本克己＝佐藤鉄男＝長谷部由起子＝畑瑞穂＝山本

弘(共著)、商事法務、307-383頁(山本弘執筆部分)、2012年

- ② 中西正＝中島弘雅＝八田卓也(共著)、『民事執行・民事保全法』、有斐閣、1-16頁・29-61頁・200-230頁・285-305頁(八田卓也執筆部分)、2010年

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山田 誠一 (YAMADA SEIICHI)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：60134433

(2) 研究分担者

山本 弘 (YAMAMOTO HIROSHI)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：20143349

八田 卓也 (HATTA TAKUYA)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：40272413

青木 哲 (AOKI SATOSHI)
神戸大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：40313051